一般社団法人日本結晶学会　会員および会費に関する規程

（目的）

第 1 条　本規程は、定款第 5 条、第 7 条 1 項、および第 19 条に基づき、一般社団法人日本結晶学会（以下、「本会」とする。）の年会費、ならびに会員総会に関する事項を定めることを目的とする。

（年会費）

第 2 条　会員は、毎年 1 月末日までに、翌年度の会費を納めなければならない。会費の金額は以下の通りとする。なお、名誉会員および終身会員は、会費を納めることを要しない。

⑴　正会員：年額 10,000 円（入会初年度は半額とする。）

⑵　学会機関誌の購読を希望する学生会員：年額 5,000 円

⑶　学会機関誌の購読を希望しない学生会員：年額 2,000 円

⑷　永年会員：年額 4,000 円

⑸　賛助会員：1 口 20,000 円

（会員の権利）

第 3 条　会員は、本会の催す各種の学術的会合に参加することができる。

2　会員は、学会機関誌に寄稿することができる。ただし、やむを得ないと認めた場合には、細則に定める編集委員長はその掲載を認めず、また改訂を求めることができる。

3　学会機関誌の配布希望しない学生会員以外の会員は、機関誌の配布を受ける。ただし、会費を前納しない正会員、学生会員、永年会員および賛助会員に対しては、その配布を停止する。

（会員総会）

第 4 条　会員総会は、すべての会員を以て組織し、毎年 1 回開いて、本会運営の基本方針を報告する。

2　会長は、会員総会開催の日時、場所および報告事項を少なくとも開催の 2 週間前に会員に通知しなければならない。

3　会員総会の報告事項は会長が提出する。

（附則）

第 5 条　この規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

2　この規程は、一般社団法人日本結晶学会としての設立登記の日より施行する。